

第 3 次報告概要

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について

水生生物の保全に係る水質環境基準は、2つ以上の類型を設け、かつそれぞれの類型を当てはめる水域を指定すべきものとして、全亜鉛に関し、平成 15 年 11 月に設定。

当該基準の類型指定については、国が類型指定を行う 47 水域のうち北上川等 4 水域の類型指定について、平成 18 年 4 月に、中央環境審議会より、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 1 次答申）」として答申。また、利根川、荒川水系の河川（湖沼）及び東京湾 13 水域の類型指定について、平成 20 年 6 月、第 2 次答申を行った。

今回、木曾川水系、淀川水系等の 10 河川及びそれぞれの河川に係る湖沼並びに琵琶湖の類型指定について、中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会において審議を行い、以下のとおり結論が出た。

① 河川・ダム貯水池

水域	類 型	達成期間
相模川水系の 相模川	・小沢頭首工より上流：河川生物 A ・小沢頭首工より下流：河川生物 B	直ちに達成
富士川水系の 富士川	・笛吹川合流点より上流：河川生物 A ・笛吹川合流点より下流：河川生物 B	直ちに達成
天竜川水系の 天竜川	・鹿島橋より上流：河川生物 A ・鹿島橋より下流：河川生物 B ・佐久間ダム貯水池を湖沼生物 A	直ちに達成
木曾川水系の 木曾川	・中濃大橋より上流：河川生物 A ・中濃大橋より下流：河川生物 B ・味噌川ダム貯水池を湖沼生物 A	直ちに達成
木曾川水系の 揖斐川	・岡島橋より上流：河川生物 A ・岡島橋より下流：河川生物 B ・横山ダム貯水池を湖沼生物 A	直ちに達成
木曾川水系の 長良川	・藍川橋より上流：河川生物 A ・藍川橋より下流：河川生物 B	直ちに達成
淀川水系の淀 川	・全区域を河川生物 B	直ちに達成
淀川水系の 神崎川	・全区域を河川生物 B	直ちに達成

淀川水系の 猪名川	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ橋／虫生地点より上流：河川生物A ・ゴルフ橋／虫生地点より下流：河川生物B 	直ちに達成
淀川水系の 木津川	<ul style="list-style-type: none"> ・久米川合流点より上流：河川生物A ・久米川合流点より下流：河川生物B 	直ちに達成

②湖沼

水域	類型	達成期間
淀川水系の 琵琶湖	<ul style="list-style-type: none"> ・北湖を湖沼生物A、南湖を湖沼生物B ・湖北町地先（ヨシ帯及びその周辺の同等の環境を有する水域（ヨシの最大分布水深と常時監視実施の可能性を考慮したおおむね3m以浅の水域。（以下同じ））、西浅井岩熊地先（ヨシ帯及びその周辺の同等の環境を有する水域）、高島市針江地先（ヨシ帯及びその周辺の同等の環境を有する水域）、草津市新浜町地先（ヨシ帯及びその周辺の同等の環境を有する水域）を湖沼生物特B 	直ちに達成

(参考)

湖沼での特別域の当てはめについては、今般、初めて行うものである。